

I 新規指定申請書類の提出

1 介護保険の指定事業者になるために必要な要件

介護保険事業者の指定を受けるためには、以下の条件を全て満たしていなければなりません。
(介護保険法第70条第2項、第115条の2第1項)

- (1) 法人であること〔みなし事業（訪問リハビリテーション等）は異なる〕。
※法人の種類によっては、事業開始に当たり、定款について所轄庁の認可（認証）が必要な場合があります。
詳しくは所轄庁へお問合せください。
- (2) 申請の時点で、都条例に定める人員基準・設備基準が確保できていること。
- (3) 都の条例に定める運営の基準に従って適正な事業の運営ができること。
- (4) 居宅サービス事業の場合、介護保険法第70条第2項第4号から第12号の欠格条項に該当していないこと。
- (5) 介護予防サービス事業の場合、介護保険法第115条の2第2項第4号から第12号の欠格条項に該当していないこと。

※ 欠格条項については、介護保険法の他、厚生労働省からのQ&A（「介護保険最新情報」Vol. 6及び73）等をご確認ください。
「介護保険最新情報」は、東京都介護サービス情報のHPから、ダウンロードできます。

（ダウンロード先）東京都介護サービス情報

(https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/saishin/index.html)
> 介護保険についてのお知らせ > 介護保険最新情報(厚生労働省からの通知) > 介護保険最新情報

2 介護保険の指定事業者になるための手続

- 指定申請に当たっては、新規指定前研修を必ず受講してください。
- 指定申請書の提出先は、以下のとおりです。**原則、電子申請でご提出ください。**
(電子申請の場合)「電子申請・届出システム」(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>)
※電子申請・届出システムについて詳細は、本テキスト2ページをご確認ください。
(郵送の場合) 公益財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部介護事業者指定室（以下「財団」という。）
- 指定申請書は、指定予定日の2か月前15日までに提出してください。

【手続の流れ】

- ①(指定予定日の4ヶ月前末日までに)新規指定前研修の申込み
- ② 新規指定前研修受講
- ③(指定予定日の2ヶ月前15日までに)新規指定申請書の提出
↓(指定申請書の審査)
- ④ 基準等満たした場合、指定介護サービス事業所等として指定

- ※ 申請書類の記載の不備、書類の不足などがあった場合、受理できません。
- ※ 申請書類の受付後、現地調査を行う場合があります。

3 申請から指定までの期間

指定申請が受理された月の翌々月1日付が指定年月日となります。（毎月1日付）
なお、申請事務手数料はかかりません。

（例）

研修申込	研修受講	指定申請受付	指定月	研修申込	研修受講	指定申請受付	指定月
4ヶ月前末日 までに 電子申請で申込	毎月15日頃	2ヶ月前 15日頃までに 提出	毎月1日	9月末日までに 電子申請で申込	10月15日頃	【電子申請】 申請フォームに 11月15日必着 【郵送】 11/15頃までに郵送	1月1日
				10月末日までに 電子申請で申込	11月15日頃	【電子申請】 申請フォームに 12月15日必着 【郵送】 12/15頃までに郵送	2月1日

「電子申請・届出システム」による新規指定申請の受付について

東京都では、介護サービス事業者の皆様からの各種申請手続きの電子化を進めています。

令和6年度から、「電子申請・届出システム」によるオンラインでの新規指定申請の受付を開始しました。

また、電子申請にあたってはGビズID等の事前準備が必要になりますので、別添「介護サービス情報公表システムを活用したオンラインによる指定申請の手引き（事業所向け）」（以下「手引き」という。）にて詳細をご確認のうえ、お早めにご準備をお願いします。

なお、手引きは東京都福祉局のホームページに掲載しておりますので、必ずご確認の上お手続きください。

東京都福祉局ホームページ：

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/guidebook.html



（掲載箇所）東京都福祉局 > 高齢者 > 介護保険 > 東京都介護サービス情報 > 新規事業者指定手続き・研修について

1 GビズIDについて

- ・GビズIDは、行政サービスにログインするための共通認証システムで、以下のリンク先、デジタル庁のホームページから申請します。

デジタル庁ホームページ：<https://gbiz-id.go.jp/top/>



- ・申請には印鑑証明書が必要で、書類審査は原則2週間以内とされていますが、申請書の提出締切りまでに余裕を持った申請をお願いします。
- ・GビズIDのアカウントの作成方法については「手引き」の11～32ページをご確認ください。

2 登記情報提供サービスについて

- ・新規指定申請の添付書類のうち、登記事項証明書の提出では、登記情報提供サービスにより発行される照会番号が記載された電子データをご提出いただくため、登記情報提供サービスの利用申し込みが必要です。

- ・以下リンク先の一般社団法人民事法務協会のホームページから申請します。

一般社団法人民事法務協会ホームページ：<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>



- ・登記情報提供サービスの利用方法については「手引き」の34～41ページをご確認ください。

3 「電子申請・届出システム」による申請方法について

- ・「電子申請・届出システム」での申請方法（概要）については「手引き」の42～49ページを御確認ください。

- ・「電子申請・届出システム」は以下のURLよりアクセスしてください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>



- ・「電子申請・届出システム」の操作ガイド・マニュアルは以下のURLよりご確認ください。

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action_shinsei_static_help

=true



4 今後の予定

- ・令和6年度は、新規指定申請のみオンライン申請による受付を実施します。更新申請・変更届等の提出については、従前のとおり郵送での受付となりますのでご注意ください。
- ・今後の新規指定申請のオンラインでの受付状況を踏まえて、更新申請・変更届等についても、段階的に、順次、同システムによるオンライン申請を可能としていく予定です。

5 お問い合わせ先

- ・GビズIDに関すること

GビズIDヘルプデスク

TEL：0570-023-797

【受付時間】9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始を除く）

メールでもお問い合わせ可能です。（下記URL 参照）

<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

- ・登記情報提供サービスに関すること

一般財団法人 民事法務協会

TEL：0570-020-220

【受付時間】8：30～18：00（土・日・祝日、年末年始を除く）

Web フォームやFAX でもお問い合わせ可能です。（下記URL 参照）

https://www1.touki.or.jp/inquiry/index_teikyou.html

- ・新規指定申請、電子申請・届出システムによる申請に関すること

公益財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部 介護事業者指定室

〒163-0718 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング 18階

① 電子申請・届出システムによる申請に関するお問合せ先 TEL：03-3344-7270

② 新規指定申請、変更届等に関するお問い合わせ先 TEL：03-3344-8517

【受付時間】9：30～17：00（土・日・祝日、年末年始を除く）

4 申請前の相談

- 指定申請に係る質問や事業者の事業計画の確認（建物平面図等による通所介護事業所などの設備面の相談）等について、指定申請前の相談を財団で行っています。
- 特に通所介護事業所などの設備面については、建物平面図等（可能であれば事業所内外の写真も合わせて）を作成の上、必ず事前相談をお願いいたします。
なお、作成いただく建物平面図等については、正確かつ鮮明で、スケールなど判断に必要な情報が入ったものをお願いします。
- 15日以降は、当月の指定申請業務が優先となるため、事前相談への対応が通常より困難となります。
このため毎月15日以降の事前相談はご遠慮ください。
- 事前相談を希望する場合は、東京都福祉保健財団事業者支援部介護事業者指定室（03-3344-8517）へお電話にてご連絡ください。

5 その他

- ① 指定申請は、事業を実施できる体制が整っている状態で申請をしてください。
- ② 申請書は、提出用と事業所保管用（写）の2部を作成してください。受付時に受付証をお渡ししますので、事業所保管用と一緒に事業所において必ず保存管理してください。
- ③ 事業譲渡や法人の合併により申請者（事業所を運営する法人）が変わる場合
⇒ 事業を譲渡する法人は廃止届、事業を引き継ぐ法人は新規指定申請を行ってください。（詳細は5ページ参照）
⇒ 運営法人が変更になるため、変更届では受付できません。法人変更前に必ず、廃止届・新規指定申請を行ってください。
指定申請のスケジュールは、通常の新規指定申請と同様です。
- ④ 病院・診療所・施術所の中で福祉系サービスを実施する時に注意すること
⇒ 医療として使用することで許可を受けた面積部分で実施することはできません。
確認のために、病院等の用途変更の届出書の写しを求めることがあります。
申請前に、病院は都の医療政策部医療安全課に、診療所・施術所については、保健所に確認してください。
- ⑤ 有料老人ホームの建物内で居宅サービスの申請
⇒ 有料老人ホームは老人福祉法上の届出が必要なので、届出する部分に当該サービスのスペースが含まれるとき、都の高齢者施策推進部施設支援課有料老人ホーム担当に相談する必要があります。
届出していないスペースを使用する場合でも念のため、都の施設運営担当に事前に確認してください。
（サービス付高齢者向け住宅の建物内で居宅サービスの申請を行う場合は、東京都福祉保健財団の高齢者住宅担当に事前にご確認をお願いいたします。）
- ⑥ 事業所名称を設定する際に注意すること
⇒ 事業所名称の付け方について介護保険法や運営基準等において特に定めはありませんが、名称が同一あるいは類似していると、利用者等からの誤認や事業所間のトラブルにつながるおそれがあります。
事業所名称を設定する際は、近隣に同一あるいは類似した名称の事業所がないか確認していただくようお願いいたします。

＜既に使用されている事業所名称の検索方法＞
「とうきょう福祉ナビゲーション」（<https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>）等を利用して検索できます。
福祉ナビホーム＞事業所情報「事業所・法人を探す」＞名称等から探す「事業所名で検索」

新規指定申請を行った後の変更は原則不可です。万が一、指定申請の内容に一部でも変更が生じた場合には、必ず、速やかに東京都福祉保健財団に連絡してください。

【電話】03-3344-8517（受付時間 9時30分～16時30分）

事 務 連 絡
令和 2 年 9 月 7 日

指定居宅サービス事業者
指定介護予防サービス事業者 様

東京都福祉保健局
高齢社会対策部介護保険課長

介護サービス事業者の運営法人の変更に係る取扱いについて

平素より東京都の高齢者福祉行政の発展に協力いただきありがとうございます。

昨今、東京都では株式会社等の法人の合併や分割等による介護サービス事業所の運営法人の変更に関する御相談を数多くいただいております。

運営法人（法人格）を変更する場合の留意点について、別紙のとおり記しましたので、今後運営法人の変更を予定されている事業者の皆さまは、十分にご確認・ご検討いただいた上、各種手続きを行っていただきますようお願いいたします。

（担当）

東京都福祉保健局高齢社会対策部
介護保険課介護事業者担当

（電話） 0 3 - 5 3 2 0 - 4 5 9 3

別紙

運営法人の変更に係る指定申請手続きにおける留意点

介護サービス事業所の運営法人（法人格）が変更となる場合、旧運営法人の事業所についての廃止手続きを行うと同時に、新運営法人が新規指定申請手続きを行う必要があります。

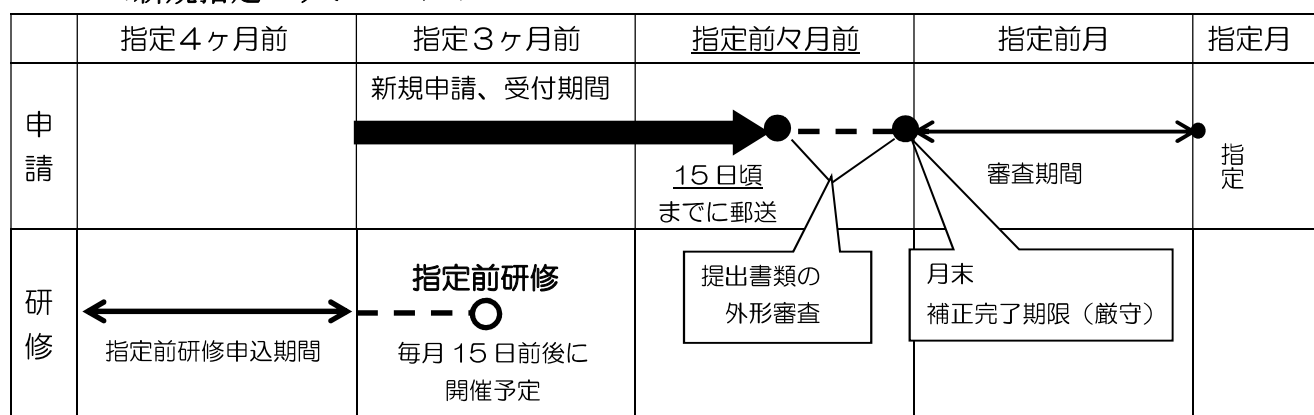
東京都の場合、指定予定月の前々月 15 日を目途に指定申請書類を郵送することになっておりますが、指定申請の要件として申請者が法人であることが定められているため、登記申請等しておらず法人格を有さない状態では指定申請を受け付けることができません。したがって、法人の合併・分割等に伴う指定申請手続きが法人の希望どおりのスケジュールで進まない可能性がございます。

運営法人の変更を予定されている事業所の皆さまにつきましては、早い段階から申請窓口である東京都福祉保健財団に御相談いただいた上で、申請手続きを行っていただくようお願いいたします。

※参考：東京都 介護保険法施行条例（平成 24 年条例第 116 号） 一部抜粋

第三条 法第七十条第二項第一号に規定する条例で定める者は、法人とする。ただし、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請については、この限りでない。

<新規指定スケジュール>



※旧運営法人の事業所に係る廃止届についても忘れずに提出いただくようお願いします。

Ⅱ 新規申請・変更届等の受付窓口

下記サービスの新規申請、変更届等については（公財）東京都福祉保健財団（下記『申請書等受付窓口』）にて受付しています。

居宅系サービスの種類		財団が窓口となる書類
福祉系サービス	訪問介護 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 通所介護 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	・指定申請書 ・変更届出書 ・廃止、休止、再開届出書 ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算届） ・指定更新申請書 ・業務管理体制に係る届出
	医療系サービス 訪問看護・介護予防訪問看護 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション（老健併設除く） 介護予防通所リハビリテーション（老健併設除く） 短期入所療養介護（老健併設除く） 介護予防短期入所療養介護（老健併設除く）	

上記書類の記載方法、添付書類等についての相談、問い合わせも併せて財団で受け付けます。

申請書等受付窓口
（郵送の場合のあて先も同じ）

（公財）東京都福祉保健財団 事業者支援部 介護事業者指定室

【所在地】〒163-0718 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
新宿第一生命ビルディング 18階

【電 話】03-3344-8517（受付時間 9時30分～16時30分）

【案内図】



Ⅲ 新規指定申請時の提出書類記載例及び注意事項

掲載サービス

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 通所介護
- 短期入所生活介護
- 福祉用具貸与
- 特定福祉用具販売

※各サービスの申請書については、下記ホームページからダウンロードし、作成してください。

「東京都介護サービス情報」

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html

『地域区分』については、下記の各サービスページを参照

東京都介護サービス情報 > 指定後の届出・手続き・通知等

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/index.html